管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520010	外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由化	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第七条、別表第一の二 出入国管理及び難民認定法施行規則第３条	在留資格「企業内転勤」を申請する外国人は、申請に係る転勤の直前に、外国にある本店、支店その他の事業所において１年以上継続して（企業内転勤の在留資格をもって外国に当該事業所のある公私の機関の本邦にある事業所において業務に従事していた期間を含む。）、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要である。また、日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けることも要件とされている。	国内に本社があり、外国に現地工場を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を提案する。	現在出入国管理及び難民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認めているが、これからは外国人の良質な単純労働者（中度技術者）を、国内に一定条件のもとに単純活動的に受け入れる必要があると考えられる。そのため、現地事業所で6ヶ月以上勤務した者に対して、国内事業所への転勤を原則自由化するべきである。企業が国内に生産拠点を部分シフトすることにより、流通コストの削減と国内での設備投資及び流通が増え再活性化につながる効果がある。 またそれに伴う国内の労働市場への影響については、法外法務的に特定工場の中だけで実施されり（労働基準法・最低賃金法の除外）、一般国民とは区別されるので国内への影響は皆無と予想される。 法安に関しても、研修生制度と違い現地ブローカーの介在がなく、現地事業所の勤務成績により企業責任で転勤が実施されると推察されるので、影響はないと思われる。	C	Ⅰ・Ⅲ	「企業内転勤」は企業の国際化の進展に伴い、企業における人事異動による外国人の受入れの必要性を踏まえ設けられた在留資格であり、この趣旨を逸脱して、外国で労働者を雇用し、本邦に転勤させて国際内容を問うことなく業務に従事させることを業務上の単純労働者の受入れにつながるおそれがあり、そのような観点から認めることは困難である。 本件要望の趣旨は、現在我が国で受入れが認められている専門的・技術的な労働者に比べ劣されない、いわゆる単純労働者の受入れを求めるものであると解されるが、このような外国人労働者の受入れは、我が国の社会に大きな影響を与え、将来的に我が国の在り方にも関わることであるから、国民的コンセンサスを踏まえて慎重に対応する必要があるというのが政府の基本方針であり、これと明らかに矛盾する政策を特区の中で実施することは不適当である。	C	Ⅰ・Ⅲ	原回答のとおりである。ちなみに、平成15年の弁護士法改正により、非弁護士（非弁護士法人）による法律事務取扱いの取締りの例外として、弁護士法第72条ただし書に「この法律に別段の定めがある場合」としたのを「この法律又は他の法律に別段の定めがある場合」と改めたが、その趣旨は、隣接法律専門職者の業務行為の範囲を定める法律と本条との関係を入念的に整理したものにすぎず、隣接法律専門職者が行い得る業務行為の範囲を拡大したものではない。	C	Ⅰ・Ⅲ	提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	行政書士は2001年以前から事件性の有無にかかわらず内容証明郵便作成業務を行っていた。「事件性がある法律事務であっても、依頼者の口頭とおりに作成するような場合、あるいは依頼者が例えた文面を全くそのままに作成するような場合は、行政書士の業務として処理できることはいうまでもない。」（地方自治制度研究会『改訂新版　詳解行政書士法』20頁・2005年）とある。 2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号の「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することには、行政書士は業務範囲を拡大して、代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになったと解釈できる、そう解釈しなければ行政書士法改正の意味がなくなる。 2003年成立の改正弁護士法72条により、行政書士法との調整が行われたのである。	C	Ⅰ	これまでに回答したとおりである。	1001500220	個人	香川県	総務省 法務省
0520020	行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬等を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	行政書士が代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行えることを、有権解釈その他の方法で明確化する。	2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成することにより、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになり、付随して送付業務も行えると解釈できる。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士業法（行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法）の調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反だという声がある。 行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を活用できるようになり国民の利便性が高まる。 なお、行政書士には行政書士試験（民法等法令科目が出題）により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。	C	Ⅰ	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからであり、よりわけ、成長事業を展開する企業当初は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の観点を踏まえたうえで、当地域にとって同様に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。 なお、本提案は適用条件も設定しており、変異清在の拡大を求めるものではなく、一定の条件をみたす経営者等が、親の在留期間が障害となり入国を断念しないよう規制緩和を求めるものである。	C	Ⅰ	当該要望は、「弁護士法第72条が規制対象としているのは、「報酬等の為の法律事務」に限り、「報酬等のない法律事務」は規制対象外である」との見解に立っている。 この見解が正しいのか、法務省の見解を伺いたい。	C	Ⅰ	原回答のとおりであり、一般論としては、御指摘の契約締結代理が弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当する場合には、弁護士又は弁護士法人以外の者が当該代理を業とすることが禁止されているところである。	行政書士は、「報酬等のない法律事務」に関しては、代理人として内容証明郵便作成業務を行えるとされている。また、「報酬等のない法律事務」の範囲を拡大して、「報酬等のない契約代理業務」の明確化を求めているものである。法務省は混同しないでいただきたい。 「報酬等のない契約代理業務」については、特段の規制の必要性がない限り、変異の自由に関し、弁護士法第72条の規制対象外である。」（特許庁総務部総務課「改訂新版　条解弁理士法」73頁・2005年）とあり、この見解によれば現行法で弁護士法に「弁理士による報酬等のない契約代理業務」が規定された。 当該要望が「報酬等のない契約締結代理業務」が弁護士法第72条の規制対象とすると、「営業の自由」を侵害することとなる。	1023010	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省
0520040	平和巡礼特区	出入国管理及び難民認定法第２条の２ 出入国管理及び難民認定法施行規則第３条	短期間の観光、講習、または会合への参加等の目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」を付与している。（在留期間は最長９０日）	外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5年間の有効期間を発給されるところ、「広島　平和巡礼」という特別な在留資格（在留期間は平和巡礼修了まで）を規定し、その際、査証は免除とする。	提案理由: 広島を名実共に世界の平和の聖地とするための「平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立」を図る目的で、地域人類の来広を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す姿は、ヒロシマ夢の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。 「広島再生」には内需中心の経済活性化策が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの推進を高め、一大土木観光事業「未来の世界遺産 “パラムクーヘンの街 HIROSHIMA”」推進の契機としたい。 予算措置: 整備される、我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。 その対策として「広島　平和巡礼」では ①「平和巡礼区域」を指定する ② 予め、その該当者を事前申告する ③ GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握する など、事業と厳重なる安全管理下での「平和体験学習」を基本とする。 そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するぐらいの内容の「平和体験学習」でなければならないと考える。	D	—	「平和体験学習」を目的とした入国・在留は、新たに特別な在留資格を設けなくても既存の在留資格「短期滞在」により可能である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案理由を単なる「観光目的」「平和体験学習」と捉えられてのご回答であるが、「犯罪者の目的は「平和巡礼」にあります」、来広者の目的は「平和巡礼」にあります、「平和巡礼」において国・民族・宗教を超えての真の平和対話をHIROSHIMAにおいて日常化していこうという地球規模の世界平和会議の必要なのです。「平和巡礼」とはヒロシマの風化を防ぐためのシステムであり、「広島再生」に向けた未来の世界遺産づくりでもあります。	C	Ⅰ	提案の内容は、「平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立」を図る目的で、既存の在留資格「短期滞在」の活動に該当する活動が「平和巡礼」という新たな在留資格として別個に創設を求めるものと思われる「は、発想自体が正反対で、つまり、世界平和の状態から現行の制度を考察して、別個に創設を求めるのではなく、在留資格そのものをなくしていく、限制緩和の発想です。「查証は免除」としておりますが、独自の法整備において広島　平和巡礼パスポートを創設します。ヒロシマ平和巡礼の遺伝子を世界平和の母胎にするためです。本提案はヒロシマの使命における「21世紀　世界平和の実現」に関する建設的提案と御理解頂きたいのです。	C	Ⅰ	御要望が在留資格そのものをなくすということであれば、在留資格制度は是が国の法人間管理の根幹をなす制度であり、在留資格そのものをなくすことは困難である。	1023010	ワールド・ピース・ヒロシマ	広島県	法務省 外務省
0520050	医療ビザの創設	出入国管理及び難民認定法第２条の２ 出入国管理及び難民認定法施行規則第３条	我が国で治療等を受ける目的で入国する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、治療が入国当初の予定よりも長期化する等の事情で在留期間の更新等の申請があった場合には、所要の審査を行った上で、これを認めるなど、個別の事情に応じて、柔軟に対応している。	外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証（医療ビザ）を創設し、迅速に発給できるようにする。	現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の在留が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースがある。 高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証（医療ビザ）を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。 （対象となる医療機関） 一定の条件を満たすとして国の認定を受けた先端医療機関 （認定の条件例） ① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること ② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること	F	Ⅲ	治療等を受ける目的で我が国に入国・在留する外国人については、在留資格「短期滞在」等を付与しており、滞在中に当初の予定が変更となり長期化した場合も含め、現行法令の下で対応可能であるが、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において「いわゆる「医療滞在ビザ」を設置し、査証・在留資格の取扱を明確化して柔軟設整、期限等を弾力化するとされていることから、現行制度で対応できない又は不便が生じている等の具体的事例を踏まえ、対応策について検討を進めて参りたい。	回答で「検討を進める」としているが、結論を得る時期、実施時期について示し願いたい。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。	関係団体より、「人道的見地から、外国人患者が日本国内の医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで滞在できる査証（医療滞在ビザ）を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。」との場合、①「変列を目的とせず、外国人患者に対し保険診療に準じた自費診療基準を有する、②患者を受け入れた医療機関の地域住民へ の医療提供体制に支障を来さぬよう、国と して配慮・支援を行う、③医療通訳等の外国人受入体制が整っている、法国は、外国人患者の受入医療機関に対し定期的に監査を行い、これらに問題がある場合は是正を指導するとともに、監査結果を公表することが必要」との意見が出ており、制度検討に当たり配慮願いたい。	F	Ⅲ	治療等を受ける目的で我が国に入国・在留する外国人に係る在留資格の取扱の明確化については本年度中に検討し結論を得ることとしている。	1030010	兵庫県	兵庫県	法務省 外務省
0520060	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第二条の二、第七条、別表第一の二、五 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第十一号	所定の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子については、在留資格「家族滞在」が付与される。また、「特定活動」の在留資格をもって在留する者でいわゆる特定研究業活動又は特定情報処理活動を行うものの親については、「特定活動」の在留資格により入国・在留が認められる。	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在職者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなど、とりわけ、成長事業を展開する企業当初は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の観点を踏まえたうえで、当地域にとって同様に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。 なお、本提案は適用条件も設定しており、変異清在の拡大を求めるものではなく、一定の条件をみたす経営者等が、親の在留期間が障害となり入国を断念しないよう規制緩和を求めるものである。	C	Ⅰ・Ⅲ	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親については、政府として移民の受入れ政策をとっていないことから、例外的事情がある場合を除き長期の在留を認めていないところである。 他方、高度人材に関しては、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）には、「優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、戦略や実績等に優れた外国人に対し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する」とされており、この対応の中で高度人材の親の帯同についても検討することとしている。	回答で「親の帯同について検討するとしているが、結論を得る時期、内容、方向性等について示すとともに、実施に向けて前向きに検討すべきではないか。併せて、右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	政府の「新成長戦略」（H22.6.18閣議決定）において、「職歴・学業経等に優れた外国人材」、ポイント制を導入し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する」とされており、この対応の中で高度人材の親の帯同についても検討するとしているとされたが、今後、これら高度人材の範囲や具体的な制度検討におかり、成長産業分野でも、「経営・管理分野」の人材等を対象として「学歴」「職歴」「研究実績」などの分野の特性に応じて設定した所定の項目について項目毎にポイントを付けポイントが一定点数に達した者に対し出入国管理上の優遇措置を講ずることを検討しているところ、従って、資本金1億円以上の外資系企業に勤務することのみをもって特定の在留資格の外国人に対し一律に措置を講ずることは想定していないが、ご提案は検討の参考としたい。	C	Ⅰ・Ⅲ	ポイント制を通じた高度人材の出入国管理上の優遇措置については今年度中に検討し結論を得ることとしている。 当該制度については、イノベーションと高い付加価値のあるサービス等を生み出すなど、我が国が戦略的に受入を促進していくべき人材、例えば①研究者、科学者、大学教授等の「学術研究分野」の人材、②医師や弁護士、情報通信分野等の技術者など高度な資格、専門知識、技術を有する「高度専門・技術分野」の人材③企業の経営者や上級幹部などの「経営・管理分野」の人材等を対象として「学歴」「職歴」「研究実績」などの分野の特性に応じて設定した所定の項目について項目毎にポイントを付けポイントが一定点数に達した者に対し出入国管理上の優遇措置を講ずることを検討しているところ。従って、資本金1億円以上の外資系企業に勤務することのみをもって特定の在留資格の外国人に対し一律に措置を講ずることは想定していない。	本要望において対象を「資本金1億円以上」としたのは、やみくもな特例認定の拡大を避けるため、一定以上の規模の企業を念頭においたものであり、本来の目的として、一定レベルの高度人材たる企業人について、親の帯同を認める特例の対象とすることを求めるものである。 「法務省におかれては、ポイント制を通じた高度人材の出入国管理上の優遇措置について、年年度中に結論を出されるとのことであるが、結果的に、本県が発望する「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格である企業人について、親の帯同が実現するよう取り組まれたい。	1030050	兵庫県	兵庫県	法務省 厚生労働省

05 法務省 非予算（特区・地域再生 再々検討要請回答）.xls

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520070	一般ビザ（文化活動）についての留学間の延長と就労を可能とする規制緩和	出入国管理及び難民認定法第２条の２ 出入国管理及び難民認定法施行規則第３条	収入を得ない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技術について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動を行う場合、在留資格「文化活動」が付与される。		外国人が日本料理店で報酬を得て就労し、必要期間、京都の食文化や吉料理の知識・技術を学ぶために滞在できるよう条件を緩和する。	伝統と文化に根ざした京都の食文化や吉料理は、海外での注目も高く、その食文化を学びたいという外国人も増加しており、日本料理アカデミーでは、日本料理を広く世界に普及するため、海外の料理人との交流等に取り組んでいる。 しかし、外国人が必要期間日本に滞在し、実際に日本料理店で就労しながら、京都の食文化や吉料理の知識、技能を学ぶには、法的規制が多く、現行の在留資格制度においては、十分な技能を身に付けることが困難である。 一方、料理に携わる外国人が京都の食文化や吉料理を学ぶことは、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信する使命となり、観光立国日本の戦略的観点として重要な役割を担う京都のブランドを向上させ、海外からの観光客の誘致にも大きく貢献するものと期待できる。 そこで、外国人が日本料理を習得するための環境整備として、在留資格「文化活動」の在留期間の延長（２年程度）と、就労可能とするよう要件の緩和を求める。 一般ビザ（文化活動）での受入れに対しては、年間に20名以上の希望者があるが、また、特定非営利活動法人日本料理アカデミーでは、2005年以降毎年、海外より技能の料理人を招聘し、研修を行っており、これまでに総数34名の料理人を迎えている。 対象となる外国人は、料理長・副料理長クラス、及びそれに準じる能力・実務経験を有する者、あるいは出身国において影響力のある料理人を想定している。	根回回答のとおり、在留資格「文化活動」は非就労資格であって、就労可能とすることは困難である。就労を通じて技能等を修得する活動を行うための在留資格として「技能実習」があり、前々回回答したとおり、入管法令に定める要件を満たしたまで、技能実習制度の活用が可能である。	C	I	前回回答のとおり、在留資格「文化活動」は非就労資格であって、就労可能とすることは困難である。就労を通じて技能等を修得する活動を行うための在留資格として「技能実習」があり、前々回回答したとおり、入管法令に定める要件を満たしたまで、技能実習制度の活用が可能である。	1003700	特定非営利活動法人日本料理アカデミー、京都市	京都府	法務省
0520080	外国人弁護士のライセンス認可による日本でのビジネスモデル化のサポート（外国法事務弁護士事務所の法人化）	弁護士法30条の２、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第２条第１５号	外国において弁護士となる資格を有する者は、新たに資格試験を課されることなく、法務大臣による承認を受け、かつ、日本弁護士連合に属する外国法事務弁護士名簿に登録を受けた場合に、外国法事務弁護士として、我が国においてその資格を取得した外国（原資格国）の法等に関する一定の法律事務を取り扱うことができることとされている。 本制度については、内外からの規制緩和の要望等を踏まえ、これまで数回にわたり法改正を行い、規制を緩和してきた。平成１５年の改正では、外国法事務弁護士と日本の弁護士との共同事業化が自由化されている。	国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士（外弁）事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を求める。	現行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織（弁護士法人）において法律事務の提供を可能としているが、外国法事務弁護士は、法人組織により、法律事務を提供することが許されていない現状の中、近年では、弁護士と外国法事務弁護士とが提携し合い、協働して関係を構築する必要性が高まっており、現行制度では、弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができる（外国法共同事業）ものの、法人組織によって共同して法律事務を提供することが許されていない。 このように、現行制度は、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を十分に確保したものでなく、その制度的基盤を整備するためにも、外国法事務弁護士が法人組織によって法律事務を提供することができるように規制緩和を図ます。 そのことは、我が国の弁護士の育成につながるとともに、海外の優秀な外国弁護士の確保においても有効であり、大阪市がすすめる海外企業の誘致に対しても大変有効な条件となるものである。	F	I	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることは踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。 この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次のような法人制度の創設を提案した。 ①外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度 ②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 現在、法務省では、この提案内容に沿った法制化の検討を行っているところである。	在提案主体からの意見を踏まえ、結論を得る時期、実施時期等について回答されたい。	現在、国においては「国際戦略総合特区（仮称）」の創設が打ち出され、本市もさまざまな規制緩和の実施等を提案しており、その動向を見据えて、平成22年度中の結論となるよう図られたい。	F ⇒ C （内閣官房が分類すに当たっ以下に「国際戦略総合特区（仮称）」の創設が打ち出され、本市もさまざまな規制緩和の実施等を提案しており、その動向を見据えて、平成22年度中の結論となるよう図られたい。	I	現在、法務省では、平成21年12月に取りまとめられた外国弁護士制度研究会の提案内容に沿った法制化の検討を行っているところであり、できるだけ早期に国会への法案提出を目指している。	C	I		成長戦略拠点特区	1057220	大阪市	大阪府	法務省
0520090	国際コンベンション関係者の出入国手続の簡素化・案内の充実	—	国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間等等の情報を受けたとて、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。		国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための施策拡充等の提案。 （1）国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について	大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。 特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間等等の情報を受けたとて、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。 しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。 また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	D	—	制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーン等の設置については、法務省入国管理局長通達（平成20年2月25日法務省入国管理局警在第303号）により各地方入国管理局に通達されており、すでに制度化されている。また、誘導がなければ出席者自身が一般レーンに並んでしまうことも考えられるとから、確実かつ効率的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するにあたっては、航空会社による誘導が必要であると考える。	大規模な国際会議においては「航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要」との提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が困難であるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポールキャピタルでは、こうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。	在提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	—	案内等の立入制限区域への立入等は実情に応じて個別の判断により許可されていると承知しており、その場合において案内者によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることは可能である。						D	—		成長戦略拠点特区	1057330	大阪市	大阪府	法務省
0520100	国際コンベンション関係者の出入国手続の簡素化・案内の充実	—	乗員・乗客以外の者の入国審査場等の立入制限区域への立入は、関係者庁から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などに支障のない範囲で認められているものと承知している。		国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための施策拡充等の提案。 （2）国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。 特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間等等の情報を受けたとて、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。 しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。 また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。	C	—	立入制限区域への立入りの可否の判断は、航空保安、出入国管理などの必要から設けられているものと承知しており、立入制度の緩和を制度化することは困難ではない。	在提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社の立入制限区域内への案内が困難であるが、Sibos2012のような大規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポールキャピタルでは、こうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした視点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の資格明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。	C	—	立入制限区域は、航空保安、出入国管理、密輸取締などの必要から設けられているものと承知している。国際会議等の法定のための立入りについては、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保を前提に個別に検討することとされているので、事前に関係省庁に相談いただきたい。						C	—		成長戦略拠点特区	1057330	大阪市	大阪府	法務省 財務省 国土交通省
0520110	個人が所有しているエコポイントを当該品付き補償券を交換するエコポイント宝くじの創設を定当化する特別法の制定	刑法１８５条、１８７条	刑法１８５条、１８７条		第16次経済改革特区に神市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係４省の回答はすべて立法化以外に活無しとの回答であった。仮定に各省の意向に沿うために法当化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。	①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化をとめる CO２－２５％削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。 ②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント＆マイレージ部分については無約化が進んでいない。最大の原因は発注主体企業等がなるべく確利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい制度のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源ひき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポンスはネットにおいての決済等を通じて経済活通上ポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン変電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の試によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと納じられている。 ③現在政府がめているものは、内需拡大の施策である 現在実行中の予算のやりのポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分りやすく、新たな形の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もコミュニティポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感謝・スリルがロコミで広がり、国民の中ベファッション約な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。	C	I	難構、宝くじの発売等については、刑法により罰則が定められているところ、当該行為を正当化する特別立法については、法務省が慎重かつ厳格に検討する立場でではないものの、いずれかの省庁に対して本事業に係る行為を正当化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に当該省庁との協議に応じる用意はある。			c	I								1058010	神市姫商事、福井県商工会議所	福井県	財務省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省
0520120	小規模金融構造改革特区	利息制限法第１条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条	○アクセス自由な小規模金融市場の創設（１１について 利息制限法第１条は、上限利息を元本額に応じて年１割５分から２割と定めており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。 ○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条は、金利減免の罪となる上限金利を年２０％と定められており、少額・短期貸付けの場合であっても特例を認めていない。		○アクセス自由な小規模金融市場の創設 1)短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和 ■１年以内の貸付　上限金利　29.2% ■小額の貸付(20万円以内)　29.2% 2)返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和（総量規制は以下の場合には適用除外） ■返済能力がある証からの場合 返済能力の算定式 {(総収入－必要生活費＋住居費)×0.9} 2％間総返済額 ＊条件：貸付額は算定式左辺の4年分を上限 72ヶ月以内に返済完了 ■専業主婦の小額貸付 小額：上限30万円 上記(1),(2)の融資を行う場合、返済能力を超える過剰貸付を防止するため、貸金業者は非による証拠を受けることを義務化 ③非独自の相談支援制度の創設 －相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW・COを配置			○アクセス自由な小規模金融市場の創設 (1)について ①現状 小規模零細事業者が短期（つなぎ）資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の貸金業者から資金調達を行ってきたケースが少なくない。 ②問題点 上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなることは、受注機会を逃すなど経営に支障を来たし、経済的に不利益をもたらす。 ③解決策 ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を最格に法令遵守を行う等一定の条件の下、自由な市場に委ねる。 ④効果 事業者は、金利が高くても適時に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。 (2)について ①現状 非調査では、貸金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借り入れができなくなることが懸念されるが、これら利用者のすべてが返済困難な状況にあるものではない。 ②問題点 総量規制に抵触する貸金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できずオ多く経営に脱ひつく可能性がある。 ③解決策 返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。 ④効果 資金需要者の利便性を高める。 (1)(2)共通 ④効果：(1)(2)を実施することにより、金融の円滑化を促し、ひいては経済の活性化を図る。 ③非独自の相談支援制度の創設 ①現状 返済困難者・返済困難者になるおそれのある者に対する十分な相談機能などのセーフティーネットが用意されていない。 ②問題点 離職や収入低下などにより、返済困難者となっている場合が多く、借金を整理しただけでは問題解決に至らないケースが少なくない。 ③解決策 府が貸金業者の負担などにより相談支援機関(ADR)を設置するとともに、市町村等とも連携を進めるなど相談支援機能の充実を図る。 ④効果 個人それぞれの社会生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。	-	-	申請者である大阪府の意見・考え方を聴取した上で判断することとしたい。	提案主体からの意見・考え方を踏まえたとて、速やかに検討を行い、回答されたい。	C	I	○アクセス自由な小規模金融市場の創設(1)について 利息制限法に基づく金利規制の在り方については、経済金融情勢や貸付けの実情等の諸般の事情を踏まえて検討する必要があるとろ、平成18年の利息制限法改正に際しては、提案のような少額・短期の特例金利を認めるべきとの意見も存在したが、多重債務問題の解決に逆行するものであるなどの理由から採用されず、同改正による利息制限法は本年6月18日に施行されたばかりである。 上記の経緯にあれば、提案のような特例の創設には慎重な検討が必要であると、このような利息制限法の根幹に関わる規制の変更は特定制度にはなじまず、対応は困難である。 ○アクセス自由な小規模金融市場の創設について 本提案は、大阪府に本店を置く貸金業者のみを対象とし、一部取引に関し、出資法上の金利減免の罪となる上限金利を年２９．２％に引き上げることに等を求めるものであるが、以下の理由から、本提案を認めることは不適当である。 ①　大阪府の説明によれば、大阪府では、他の都道府県とはべて貸金業での侵入事業が多く、これらの者の貸金調達手段を確保する必要性が高いことから本提案に及んだとのことであるし、かしながら、本提案では、大阪府に本店を置く貸金業者であれば、大阪府内に居住する者だけでなく、大阪府外に居住する者との間で契約をした場合であっても、出資法の上限金利の引き上げ等がなされることを予定している。これは、大阪府内の借り手を保護するとの本提案の趣旨とそぐわないばかりか、大阪府に本店を置く貸金業者を優遇することなり、原提と提案の内容が一致していない。 ②　そもそも「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成22年6月18日施行）が出資法の利息約束金利を、年２９．２％から利息制限法の上限金利である年20％まで引き下げ、債務者の金利負担を軽減するとともに、みなし弁済制度を廃止したのは、全国一律に多重債務問題の解決を図ることを目的としたものであり、にもかかわらず、本提案を認めることは、多重債務問題の解決を図ろうとした上記改正の趣旨・目的にも反する上、金融業者等の違法な経済活動から経済的弱者を保護し、全国的な経済秩序の維持を図ろうとする出資法の趣旨にも反する。 ③　また、本提案では、大阪府に本店を置く貸金業者のみを対象として、罰則の適用範囲を絞りすることとなるが、その必要性・合理性も認められず、また罰則の適用範囲も不明確である。	提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。	C	I	原回答以降、本提案を認めるべき論拠等は特段示されておらず、原回答のとおり、対応は困難である。						1066010	大阪市	大阪府	金融庁 法務省 消費者庁

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520130	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化	－	国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時期等等の情報を受けたとて、航空会社によるレーンへの確実な誘導が困難があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとしている。	Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機例から入国手続き審査等までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がされていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等への出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時期等等の情報を受けたとて、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすオコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・税関検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実績による経済効果がさわめて高く、これまで実誘致のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。	D	－	制度の現状に記載の通り、国際会議等への出席者についての臨時専用レーン等の設置については、法務省入国管理局長通達（平成20年2月25日法務省入国管理局管在第00号）により各地方入国管理局に通達されており、すでに制度化されているため、当該臨時専用レーン等は出入国審査を簡素化するものではなく、通常の手続により入国審査が行われるものである。 また、誘導がなければ出席者自身が一般レーンに並んでしまうことを考えられることから、確実かつ効率的に臨時専用レーン等での入国審査を実施するにあたっては、航空会社による誘導が必要であると考える。	大規模な国際会議においては「航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要」との提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした現点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の見絵明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。	D	－	案内者の立入制限区域への立入等は実情に応じて個別の判断により許可されていると承知しており、その場合において案内者による レーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることは可能である。								1 0 6 6 0 7 0	大阪府	大阪府	法務省
0520140	大規模コンベンション参加者への入国サポート等の制度化	－	乗員・乗客以外の者の入国審査場等の立入制限区域への立入は、関係省庁から税関への便宜供与依頼に基づき、航空保安、出入国管理などに支障のない範囲で認められているものと承知している。	Sibos2012等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設 （2）国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて	①現状 シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機例から入国手続き審査等までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がされていない。 ②問題点 構造改革特区の第11次提案において、国際会議等への出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時期等等の情報を受けたとて、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。 ③解決策 大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすオコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・税関検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。 ④効果 世界最大規模の国際金融関係会議であるSibos2012の地元への経済波及効果は約100億円とされているなど、誘致実績による経済効果がさわめて高く、これまで実誘致のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。	C	－	立入制限区域への立入りの可否を判断は、航空保安、出入国管理などの必要から設けられているものと承知しており、立入制限の趣旨を制度化することは適当ではない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	海外重要賓客については、利用する航空会社に立入制限区域内の案内を期待できるが、Sibos2012のような規模な国際コンベンションについては、海外参加者の利用する航空会社が多岐にわたり、航空会社すべての協力を得ることは困難であり、地元関係者によるサポートが必要となる。シンガポール等ではこうしたサポートが大規模国際コンベンション誘致のためのインセンティブとして重要な役割を果たしており、MICE誘致に取り組むわが国としてもその実現が望まれる。こうした現点から、立入制限区域の趣旨を損なわない方策として、制限区域への立入者の見絵明確化など、事前手続等を整備することにより、制度の実現を図られたい。	C	－	立入制限区域は、航空保安、出入国管理、密輸取締などの必要から設けられているものと承知している。国際会議等の誘致のための立入りについては、航空保安、出入国管理及び密輸取締の確保を前提に個別に検討することとされているので、事前に関係者庁に相談いただきたい。								1 0 6 6 0 7 1	大阪府	大阪府	法務省 財務省 国土交通省
0520150	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。		企業や市民が、行政書士に許認可申請や定款・議事録作成業務を依頼した際に、そのままの流れで行政書士が商業・法人登記申請代理を行えるようにして頂きたい。 具体的内容としては、司法書士法を改正し、行政書士が商業・法人登記を行うことができる旨明文化して頂きたい。	政府は、現在の不況を打破すべく、様々な経済活性化のための施策・法改正をしております。が、現実には、司法書士による登記申請の独占がネックとなってしまい、その施策・法改正が十分に活用されない事態が生じています。 （具体的な問題については別紙をご参照ください）。 このような事態は、本来「登記申請書だけ」を作成する職業である司法書士が、事実を確定する書類（定款・議事録など）まで「ついでに」作成してしまうため、起こる問題です。 許認可制度やビザ手続きの専門家である行政書士が開与すれば、このような事態は回避できます。 ■本提案のメリット ○ 別紙記載のような、依頼者のニーズにそぐわない登記を回避し、会社にとってムダな出費を削減できる。 ○ 国民にとって相談先が増えるので、（財）民事法務協会に対して国が支出している事を削減できる。 ○ 行政書士が電子申請により登記申請する事により、電子政府の推進へ寄与し、登記に関する国の予算削減に繋がる。 ○ 少数の司法書士による登記申請の独占、という「既得権益」を除去し、報酬の高止まりを防げる。 ○ 定款・議事録を作成した行政書士が、その流れで登記すれば、法務局からの質問にその場で回答することができるため、適正な登記に資する。 本提案は、オンライン化に限定したものでも結構です。 また、本提案の実施による特段の問題は生じないと考えられますが、もし法務省が何らかのデメリットがあると考える場合には、まず特区にて、本当にそのようなデメリットがあるのかどうか、試験実施して頂きたい。	C	I	登記申請書を作成するに当たっては、登記申請書の記載内容や添付書面の内容が関係法令等に合致するものであり、当該登記申請が法的に可能なものであるかどうか整理し、判断する能力が望ましくは必要とされ、高度な専門性が求められる。行政書士は、業として許認可等手続や定款作成等を行っていることから、行政書士に商業・法人登記が行えるとの主張であるが、そもそも、許認可手続等を行うに必要とされる知識と商業・法人登記手続に必要とされる知識とでは、要求される能力が全く別のものであり、よって、行政書士が許認可手続等を行っているという実績をもって、商業・法人登記の申請手続の代理を業として行える能力も備えていることに同様することはできず、行政書士が商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識等を有している専門資格者であると認められない以上、登記の申請の手段がオンライン申請であるか否かにかかわらず、行政書士が当該手続きの代理を業務とすることは相当ではない。			C	I				C	I							1 0 6 9 0 1 0	個人	滋賀県	法務省
0520160	登記事務の地方自治体への移管	法務省設置法第4条第21号、第1８条第1項	法務局及び地方法務局は、法務省の所掌事務のうち、第４条第２１号に掲げる事務（登記事務）を分掌する。		企業や市民が、気軽に登記制度にアクセスでき、かつ、現在の法務局関連の予算を削減して地域主権を推進するため、登記事務を法務局から地方自治体へ移管して頂きたい。	本提案におけるメリットは、以下のようなものがあると考えられます。 ○ オンライン化の進んだ現在では、登記についても地方自治体が管理し、事務を行うことが行政の簡素化・合理化に資する。（そもそも、地域に存在する不動産や法人についての登記が、その自治体でなく、国の出先機関である法務局の管轄であることの方が不合理である。） ○ 昨今の法務局の統廃合により、近くにあった法務局が無くなってしまい、市民が登記情報にアクセスしにくくなってしまった現状も解決できる。 ○ 国の登記に関する予算削減、地域主権・財源委譲に資する。 ○ 国が財団法人民事法務協会に対して支出している予算を削減できる。	C	I	登記制度は、経済活動の基盤を形成し、社会の根幹を支える制度であるため、国が維持管理すべき制度である。この登記制度から不動産登記制度は、国民の重要な財産である不動産について、その物理的現況と権利関係を明確にして、取引の安全を図るとともに、国土開発・徴税等の国家施策の基礎をなしている。また、商業登記制度は、権利義務の主体となる法人を創設し、その組織と業務内容を明らかにして、取引秩序を維持する制度であり、国家運営の基本をなしている。 このように、国家運営の基本をなす登記事務については、国の重要な政策課題の実現に当たって、その企画立案部門と連携しながら制度を運用し、あるいは見直す必要があることから、国が企画・立案から業務執行まで一貫して担うべきである。 以上のことから、登記事務を地方自治体へ移管することはできない。			C	I				C	I							1 0 6 9 0 2 0	個人	滋賀県	法務省